

## 枚方市立くすの木園指定候補者選定結果について

枚方市立くすの木園指定候補者の選定について、枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会に諮り、慎重な調査・審議を経て、下記のとおり指定候補者を選定しました。

今回選定した指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を市議会 9 月定例月議会へ提出する予定です。なお、指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から 2 年間で、枚方市と締結する協定に基づき当該施設の管理運営を行います。

### 記

#### 1. 枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会（委員名は五十音順）

会 長	相 模 太 朗	弁護士
副会長	服 部 純 子	税理士
委 員	小 寺 鐵 也	種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授
委 員	中 村 紀 之	京都文教短期大学 幼児教育学科 准教授
委 員	橋 本 有理子	関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授

#### 2. 指定候補者となる団体

所 在 地	枚方市新町 2 丁目 1 番 35 号
団 体 名 称	社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会
	会 長 武 正 行

#### 3. 指定管理期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日（2 年間）

#### 4. 選定の経過

平成 29 年 7 月 3 日	枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会への諮問 第 1 回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、指定要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準 について審議
平成 29 年 8 月 1 日	第 2 回指定管理者選定委員会開催 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 指定候補者についての審議
平成 29 年 8 月 14 日	枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会からの答申 指定候補者の選定

## 5. 選定の概況について

枚方市立くすの木園の指定候補者の選定については、公募を行わず、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会を特定し、「枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会」に諮問しました。

同選定委員会において、申請団体から提出された事業計画書の提案内容が本市の要求事項を満たしているかについて、管理運営事業の実績等も踏まえて総合的に判断された結果、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会を指定候補者として選定する旨の答申がなされたものです。

上記、選定委員会の答申に基づき、8月14日に指定候補者を選定しました。

## 6. 指定管理料について

本施設については、利用料金制を適用します。利用料金制は、施設の利用料金を指定管理者の収入とし、指定管理者は、その額をもって施設の管理運営を代行するものです。

## 7. 参考（枚方市立くすの木園指定管理者選定委員会での評価内容）

社会福祉法人枚方市社会福祉協議会は、昭和55年より本施設の運営実績を有し、利用者や家族の方々からの信頼も確立されている。専門職の職員配置や研修の充実、利用者の安全確保、緊急対応等、各種マニュアル整備の完成度も高く、また、積極的に地域との接点や交流の機会を持ち、地域に開かれた障害者支援を実践されていること等も評価できる。

法人母体の経営の安定性により施設の安定的な管理運営が担保されている他、事業展開が障害者関連だけにとどまらず、高齢者、子ども、地域福祉等多岐にわたっており、法人内でのネットワーク効果も期待できる。

防犯カメラの設置等、地域で安心して暮らすための環境づくりや、2年後の民営化に向け、今からできる備えを着実に実行しようとする取り組みにおいても誠実さが感じられる。

以上の内容も含め、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会は、事業計画書において、各要求事項を十分満たしており、利用者支援の実績や地域の社会資源との積極的連携といった観点からも、本施設の指定候補者として適当であると考えます。